

刈谷市魅力ある個店創出支援補助金に関するQ&A

令和5年7月3日現在

	ジャンル	質問	回答
1	対象事業	これまでは企業等向けの取引が中心であったが、一般顧客獲得のためのHP作成費は対象か。	現状で一般顧客も来店できる店舗を有する必要がある。また、経費については、事業自体が補助対象となり得るかを判断した上で、事業実施に必要と認められる経費を補助対象とする。
2	対象事業	フランチャイズ店舗を営んでいる場合は対象か。	実施する事業にフランチャイズ店舗の取り組みが含まれる場合は対象外。
3	対象事業	複数の申請者により、共同で事業を行う場合は対象か。	単独の事業でなければ対象外。 なお、申請は同一の事業者につき1回まで。
4	対象事業	人件費削減、業務効率化のために店舗改装（厨房内の配置変更、設備更新）を行う場合、対象か。	業務効率化等の課題解決のみで、顧客目線で店舗の魅力向上に繋がらない場合は対象外。
5	対象事業	HPのリニューアルは対象か。また、宣伝広告媒体に縛りはあるか。	古いHPを新しくするだけでは対象外。新しい商品・サービス開発等の補助対象事業に関するPRのためであれば対象とする。また宣伝広告に関して、チラシ（紙媒体）・WEB広告等の縛りはない。
6	対象事業	キャッシュレス決済サービス導入にあたり、店舗看板が必要となる。看板設置費は対象か。	看板設置の動機がキャッシュレス決済サービス導入ということだけであれば対象外。
7	対象事業	キッチンカー（移動販売）で営業中。倉庫として利用している建物を店舗に改装して営業を開始したい。対象か。	現状市内に店舗を有していないため、対象外。
8	対象経費	オーダーシステムを見直して、タブレット端末で注文できるようにしたい。タブレット端末の購入費は対象か。	タブレット端末は汎用性が高いため、対象外。 ただし、壁に埋め込まれている等他の用途で使用できないのが明確であれば検討できる。
9	対象経費	店舗の看板を更新したい。対象か。	老朽化に伴う設備更新等の場合は対象外。店舗の魅力向上のために行われる補助対象事業内で必要な取り組みの場合は対象とする。
10	対象経費	キッチンカー改装費は店舗改装費にあたるか。	店舗改装費は建物の改装を想定しており、キッチンカーはそれにあたらない。 キッチンカーを改装する場合、店舗改装費としては見ることができないが、導入備品等で対象となる可能性はある。
11	業種	食品加工工場を運営する会社。業者向けの製造のみだが、一般向けに商品を開発して販売することを検討。ECサイト作成や広告費は対象か。	現業種が製造業のみであるため、対象外。
12	他補助重複	同時期に、国の補助金を申請予定。経費が重複しなければ対象か。	国・県・その他の機関からの補助対象事業、経費と明確に区別ができ、国等の補助に影響を及ぼさないのであれば対象とする。 ※国等の補助に関しては、個別に確認することを推奨
13	対象経費	設備の導入及び撤去工事を行う場合は、店舗改装費と備品購入費のどちらになるのか。	補助対象事業実施にあたって設備の更新を行う場合、既存設備を新たな設備に置き換える場合は備品購入費とする。ただし、空間の用途変更や配置変更等を行った上で設備を導入する場合は店舗改装費とする。